

予備試験

---

2019年予備試験  
論文式試験分析会  
行政法・刑事訴訟法 講師レジュメ

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 195827

LU19582



2019年度（令和元年）予備試験分析会  
行政法・刑事訴訟法

講師レジュメ

本試験，大変お疲れ様でした。今回は今年度の予備試験の論文式試験の行政法と刑事訴訟法の分析会ということで，LEC答案とは別に，この講師レジュメを用いて今年度の本試験の分析をしていきます。今後の試験対策の参考にしてみてください。

この講師レジュメの全体的な構成

- 1 解答の方向性と解答に必要な基本知識  
行政法  
刑事訴訟法
- 2 矢島ゼミ出身の昨年度の司法試験合格者が時間内に作成した答案  
行政法  
刑事訴訟法
- 3 LEC答案に対するコメント（手書きのメモが記載された答案）  
行政法  
刑事訴訟法

令和元年8月4日（同月5日 講義後に誤植を訂正した版）

LEC専任講師 矢島純一

# 1 解答の方向性と解答に必要な基本知識

## 行政法

### (1) 設問 1

\*設問1では処分の名宛人以外の者（第三者）の原告適格が問われている。この設問を解答するのに必要な基本知識は、行政事件訴訟法9条1項と2項の解釈論とその解釈論を踏まえた判例の理解ということになる。判例は、取消を求めるにつき法律上の利益がある者に取消訴訟の原告適格を認めており、処分の名宛人以外者に法律上の利益が認められるかについては、行訴法9条2項の枠組みに則して判断している。また、判例は、原告適格を認める場合、法規範レベルでどのような者に原告適格が認められるかを明らかにした上で、その規範を事案にあてはめて、当該原告に原告適格が認められるか否かを判断している。設問1においても、こうした判例の判断構造を踏まえて、Cがどのような主張をすべきかを論じていくとよい。

\*本問でCが主張している利益

- ① 本件広告物により落ち着いた住宅地である周辺の景観を害されない利益
- ② 本件広告物により安眠を害されない利益

\*A県の反論

- ①の利益も②の利益も公益に過ぎず法律上保護された利益に当たらない。

\*本問で特に**悩ましい点**

- ・①の利益は、条例1条の「良好な景観を形成し、及び風致を維持し」というところや、条例2条の「良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し」というところにヒントがあるが、一般に、公益性が強く、法律上保護された利益というのが困難なものである。
- ・②の利益は、条例1に「公衆に対する危険の防止」というところや、条例2の「公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもの」というところにヒントがあるが、規則の別表第4の一と二においては、これらのことが「交通の安全を妨げるものでないこと」という形で規定され、②の利益を読み取ることが困難となっている。

## \* 1つの決断

設問1は、想定されるA県の反論を踏まえながらも、要するに「Cは・・・どのような主張をすべきか。」を問うものなので、裁判所に認めてもらうのはかなり難しいということを承知の上で、原告適格が認められる方向で立論すると、それはそれで試験審査委員に評価されるかもしれない。

## \* Cの原告適格を肯定するための立論

まず、原告適格の一般的な判断枠組みを示す → 後掲の論証例を参照

その上で、概ね、次のような立論をする。

処分の根拠法令の趣旨目的を検討する。本件許可処分の根拠法令となる広告物等の設置に知事の許可を要する旨を規定する条例6条は、条例1条が良好な景観を形成し風致を維持したり、公衆に対する危害を防止したりすることを目的としていることを併せ考慮すると、広告物等の設置により条例6条1項1号の都市計画区域における景観や風致が害されることを防止したり、公衆に対する危害を防止したりする趣旨目的を含んでいるといえる。そして、規則の別表4の一と二は、公衆に対する危害の防止を交通の安全を妨げるものではないこととして具体化しているが、それに限定する合理的な理由はないので、ここでの公衆に対する危害の防止というのは、広告物により安眠を害されない利益を含むといえる。

次に、処分において考慮されるべき利益の内容性質を検討する。一般的には、良好な景観を形成し風致が維持されることにより得られる利益は、公益として保護されるものであり、その公益の保護を通じて反射的に個人が事実上利益を享受するものとの考え方もありえる。しかし、こうした利益は、人が健康で文化的な生活をおくるのに不可欠なものであり、要保護性が高いというべきである。広告物等の設置許可が違法にされた場合、こうした利益が継続的に侵害され、ひいては精神的苦痛が看過し難い程度に増幅されることが想定される。違法な許可処分により、こうした要保護性が高い利益がこのように看過しがたい態様程度に害されることを考慮すると、処分の根拠法令は、こうした利益を一般公益に吸収解消させるにとどまらず、個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでいるものと解される。

また、Cが有するもう1つの利益である安眠を害されない利益は、人は十分な睡眠時間を確保できなければ生存することができないのであるから、人の生命、身体、健康という要保護性が極めて高い利益を確保するものである。違法な許可処分がされると、こうした利益が継続的に侵害される結果、その場所で生きる権利そのものを奪われることになる。違法な処分により害される利益は要保護性が極めて高く、そのような利益が違法な処分により継続的に害されることを考慮すると、こうした利益の侵害

に対しては取消訴訟により救済の道を開くべきである。こうしたことを考慮すると、処分の根拠法令は、安眠を害されない利益を一般公益に吸収解消させるにとどまらず、個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでいると解される。

一方で、許可処分がされたことで以上に述べた各利益につきわずかにでも影響を受ける者全てに原告適格を肯定するのは訴訟経済上合理的ではなく、許可処分により上記各利益を直接侵害される者が、取消訴訟による救済が必要な者として原告適格を有すると考える。

以上の見地から本問をみると、Cは、本件広告物が設置される本件申請地点の隣地に居住しているため、本件許可処分により本件広告物が設置されると、派手な色彩や動きの速い動画が表示されることにより、Cが享受していた落ちついた住宅地における良好な景観を享受する利益を直接侵害される。また、明るすぎる映像が深夜まで表示されることにより、本件広告物に面した寝室を用いるCの安眠を害するおそれがあることから、本件許可処分により本件広告物が設置されると、Cは安眠の利益が直接侵害される。したがって、Cは、本件許可処分により前記各利益を直接侵害される者に該当する。よって、Cに原告適格が認められる。

[論証例] 第三者の原告適格 (ショート版)

取消訴訟の原告適格は、当該処分により「法律上の利益」(行訴法9条1項)として**法律上保護された利益**を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者に認められる。処分の根拠法令が、不特定多数者の具体的利益を、専ら一般公益に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むといえるときは、かかる利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者に原告適格が認められる。そして、処分の名宛人以外の第三者に法律上保護された利益が認められるかは行訴法9条2項の判断枠組みに則して判断する。

・行訴法9条1項[A]と2項[B]の原告適格の判断枠組みの概要

[A] 当該処分の取消しを求めるにつき**法律上の利益を有する者**に取消訴訟の原告適格が認められる(行訴9I)。

[B] 処分の名宛人以外の者に法律上の利益があるかは、①**処分の根拠法令の文言だけでなく趣旨・目的**と、②**処分において考慮されるべき利益の内容・性質**を考慮して判断する(行訴9II)。

① 処分の根拠法令の趣旨・目的を考慮する際は、その法令と**目的を共通にする関係法令**があるときは、その趣旨・目的を参酌した上で、処分の根拠法令の趣旨・目的を明らかにしなければならない。

② 処分において考慮されるべき利益の内容・性質を考慮する際は、処分がその**根拠法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案**しなければならない。

・参考 原告適格の判断枠組みの学説上の整理の仕方

法律上保護された利益説を採ると、原告適格の有無は、処分の根拠法令の解釈により決まることになる。この解釈は行訴法9条2項の判断枠組みに即してすることになる。具体的には次のとおり考えていく。

原告適格が認められるためには、原告が主張するような利益(被侵害利益)が、法律上保護された利益すなわち、当該利益が専ら一般公益としてだけでなく、個々人の個別的利益として保護されているといえなければならない。そういえるためには、まず、**〔①〕被侵害利益が、処分の根拠法令によって保護**されているといえる〔処分の根拠法令を手がかりに被侵害利益の保護を読み取れる〕ことが必要となる(**保護範囲要件**)。ここでは処分の根拠法令を解釈することで当該利益が法律上保護されているといえるかが審査される。そして、当該利益が法律上保護されているといえる場合は、次に、**〔②〕当該利益が、処分の根拠法令により一般公益に吸収解消されるにとどまらず、個々人の個別的利益としても保護**されているといえることが必要となる(**個別保護要件**)。この判断の際に、処分において考慮されるべき利益の内容・性質を考慮する。**〔③〕以上の①②を考慮して、原告適格が認められる者の範囲を明らかにする**(二次規範定立)。**〔④〕最後に、あてはめをして各人の原告適格の有無を判断する**。

## (2) 設問2

\*設問2では処分の根拠法令である条例の委任を受けて制定された規則（「基準1」）が無効であると主張するための理論構成が問われている。この設問を解答するのに必要な基本知識は、法令の委任より制定された規則の適法性の問題についての理解ということになる。規則が法令である本件条例の趣旨を逸脱するといえるときは規則は違法・無効となるとの判断枠組みを定立して事案を検討すると良い。

\*基準1が大元の条例の趣旨を逸脱しているのではないかということを考える**ヒント**

規則の別表第5の二（ハ）は、自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物は規制の対象から除外しているが、それ以外の広告物については、広告物と鉄道等までの距離を一定程度保つ旨を要求している。大元の条例には、規則が規制対象としている広告物を規制する旨の規定がないため、ここあたりをヒントに、本問規則（本問「基準1」）が条例の趣旨を逸脱して無効であると主張するとよさそうである。

また、本件広告物と鉄道等との間の距離を確保すべきことは、条例6条1項2号が景観保護の具体的内容として鉄道等からの展望を確保しようとしていることから読み取れるが、本問規則（本問「基準1」）は、鉄道等が地下を走行するもので鉄道等からの展望を確保する要請が作用しないような場面を除外していない点で、条例の趣旨を逸脱して無効であると主張するとよさそうである。



## ・法律の委任により制定された規則の適法性

規則に詳細の制定を委任する法律が白紙委任ではなく合憲であったとすると、次に、その法律（条例も含む）の委任に基づいて制定された規則（法規命令・委任命令）が、その法律の委任の趣旨に従って制定されたものとして適法といえるかが問題となりうる。この場合、法律の委任に基づき制定された規則が法律に適合しているかが問題となるため、問題となる規則が適法又は違法なのかを検討することになる。この検討においては合憲、違憲ということは直接問題とならない。

法律（条例を含む）の委任を受けて制定された規則は、法律の趣旨に適合するものでなければならず、法の委任の趣旨を逸脱した命令の規定は違法、無効となる。

なお、規則が法の趣旨を逸脱して違法、無効となる場合は、その規則を根拠にされた処分も違法、無効となる。

関連問題：予備論文R1 設問2（屋外広告物条例の委任を受けて制定された規則の無効）

## 刑事訴訟法

### \*本問で解答すべきことの大枠の把握

本問においては、「下線部の勾留の適法性について論じなさい。」と問いかけがされている。日頃学習している基本知識から考えて、勾留の適法性を検討する要件としては、実体的な要件と手続的な要件が思い浮かぶ。

実体的な要件のうち、設問では、60条1項各号要件と勾留の必要性が検討対象から除外されているので、「(被疑者が) 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」の要件該当性を検討することになる。

手続的な要件としては、一般には、勾留質問と、勾留請求に先行して適法な逮捕が先行されていること(逮捕前置主義の要請を満たすこと)が挙げられる。ただし、問題文の事実関係から、本問では勾留質問のことは問われておらず、勾留請求に先立って違法な実質逮捕がされている疑いがあるため、逮捕前置主義の要請を満たすかということが問われていることが分かる。

以上より、本問で解答すべきことの大枠は、実体的要件として「(被疑者が) 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があるといえるかということと、手続的な要件として逮捕前置主義がとられているかということの2点となる。

### \*論述の流れ

矢島ゼミ出身の昨年度の司法試験合格者の解答例が、本問の処理に必要なことを要領よくまとめているので参考にして欲しい。なお、次頁に掲載している、基本裁判例の事案と本問の事案の違いを意識した論述ができれば、試験考査委員から高評価を受けられることが予想できるので、次頁以降の記事も参考にして欲しい。

＊本問の事案と基本裁判例の事案との違い

勾留請求に先立って被疑者をパトカーの後部座席に乗せた上で警察官が被疑者を挟み込むように座って警察署に同行するという違法な実質逮捕がされた事案で、実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件を満たしている状況にあり、実質逮捕のときから勾留請求までの時間が法定の時間制限内であることを考慮して、裁判所が検察官の勾留請求を認めた裁判例がある。ただ、本問の事実関係から、以上の裁判例が妥当するようにも思えるが、本問の事案は、その裁判例の事案と異なり、甲が、「俺は行かないぞ」と言って、パトカーの屋根を両手でつかんで抵抗したという事情がある。この事実に着目すると、実質逮捕の違法性の程度が裁判例の事案のものよりも重大であるため、裁判例が挙げた考慮要素を加味しても、勾留請求の違法が治癒されない余地が生じる。勾留が適法か否かの最終的な結論はどちらでもよいが、以上のような事実関係に着目して論述すると、試験考査委員に高評価を得られるものと思われる。

なお、参考までに、裁判例に関する情報と、緊急逮捕の要件に関する記事を次頁以下に掲載しておく。これは、私が今期実施している「矢島の速修インプット講座」（2020年合格目標）の刑事訴訟法のテキストの仮の原稿である。

#### (4) 違法な逮捕に引き続く勾留請求の可否

→207条1項本文によると被疑者勾留は逮捕を前提とするところ（逮捕前置主義）、逮捕が違法であるときに、それに引き続く勾留請求も違法になるのかが**問題**となる。

仮に、勾留請求が違法になるのだとすれば、違法な逮捕に引き続く勾留請求があったときは、裁判官はその請求を却下しなければならないし、違法な逮捕に引き続きされた勾留も違法となり、違法な勾留中に被疑者から獲得した供述証拠が違法の瑕疵を帯びて証拠能力が否定（自白法則、違法収集証拠排除法則）される余地が生じる。

この問題につき、逮捕と勾留は前後関係にあるとはいえ、それぞれ別個の処分であるから、逮捕の違法は勾留の適法性には影響せず、勾留それ自体の適法要件を充足していれば勾留は適法であるとする**見解**がある。

一方、①勾留の裁判に対しては、準抗告（419・裁判官の勾留の裁判に対する不服申立て）や抗告（429 I ②・裁判所の勾留決定に対する不服申立て）という不服申立てができるのに対して、現行法上、逮捕に対する直接の不服申立て手段が認められていないことから、後の勾留請求の段階で逮捕の適法性が審査されることを当然の前提としていると解されることや、②逮捕が違法なときは被疑者を直ちに釈放しなければならず204条ないし206条の規定により勾留請求をすることはできないはずだといえることから、違法な逮捕に引き続く勾留請求は違法であるとする**見解**がある。

- ・一般論としては、逮捕の違法が勾留の適法性に影響を及ぼすことを認めたとしても、逮捕に軽微な瑕疵があるにすぎない場合にまで勾留を一切認めないとするのは、捜査による真実の発見を著しく阻害する妥当ではなく、逮捕の違法の程度が重大なものといえなければ、勾留請求を否定すべきではないと解されている。

この点について、「勾留請求が認められないのは、ある程度重大な違法がある場合に限られるとするのが、現在の実務の立場」だとされている（川出 判例講座 捜査・証拠篇 76頁）。

ここで問題となるのは、逮捕の違法がどの程度のものであれば、勾留請求が認められなくなるかということである。この問題につき、川出先生は、全ての事例にあてはまる一般的な基準を設けるのは困難であり、逮捕が違法とされる類型ごとに考えるしかないとの指摘をされている。ここでは、逮捕が違法とされる類型のうち、試験で問題となりそうな、任意同行が実質逮捕と評価される場合についてみていくことにする。

関連問題：R1 予備論文

・違法な実質逮捕に引き続く勾留請求を認めた裁判例

任意同行が実質逮捕として違法となるときでも、実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件を充足していたといえることや、実質逮捕の時から勾留請求までの時間が法定の時間内であることは、実質逮捕の違法性の程度を緩和する考慮要素の1つになると解されている。これら考慮要素に加えて、実質逮捕の態様（同行時の強制力の程度や、同行後の留め置き態様）をも考慮して、比較衡量の結果、実質逮捕の違法性が治癒されて勾留請求が違法にならないこともある。この問題について、警察署への任意同行に承諾する意思がなかったが半ば自暴自棄に「どこにでも行ってよい」と述べた被疑者をパトカーの後部座席の中央に座らせその両横に警察官が座ったまま合計5人の警察官が同乗して警察署へ同行したことは、その場所、方法、態様、時刻、同行後の状況から、逮捕と同一視できる程度の強制力を加えられたもので違法な実質逮捕になるとしたが、①実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件が備わっていたこと、②実質逮捕の数時間後には令状による逮捕手続がされたこと、③実質逮捕の時点をも起点としても勾留請求が法定の時間制限内にされていることから、実質逮捕の違法性の程度はその後の勾留を違法とするほど重大ではないとして、勾留請求が認められた裁判例がある（東京高判昭54.8.14）。○

この裁判例の詳細は次のとおりである。

駐車中の原動機付自転車の前部の荷物籠から預金通帳入りの買物袋が窃取される事件が発生した。犯人の人相、服装、犯人が乗って逃走した自動車の色やナンバーを目撃した者の供述に基づき、警察官が、国道で車両検問をしていたところ、犯人の人相、服装に一致するAが手配車両を運転しているのを発見し、停止を求めたが、そのまま逃走した。別の警察官がパトカーで手配車両を追跡したところ、Aは、中学校の校庭に手配車両を停車させてそのまま山林に逃げ込んだ。その段階で、手配車両も別の場所で盗まれたものであることが判明していた。警察官は、地元消防団の助力を得て山狩りをしたり、付近の鉄道の駅で張り込みをしたりしていたところ、午後8時5分頃、Aが、駅の付近の空き地で用便をしているのを発見し、職務質問を行った。Aは、人相、服装が目撃者の証言と一致し、また、車両検問をしていた警察官が停止を求めたが逃走された者と同一人物であることが確認された上に、ズボンが濡れていて足の方が泥で汚れているなど山林内を逃走していたことが明らかに分かる状態であった。Aは犯行を否認したが、職務質問の過程で、Aは刑務所から出所したばかりのものであったことや、運転免許証の有効期限が失効していることが判明した。

警察官は、Aが「寒い」というので、最寄りの駐在所に任意同行を求めて、Aが承諾したため駐在所に移動した。午後8時30分頃、駐在所に到着してから、警察官2名でAの事情聴取をした。警察官は、この時点で、Aを緊急逮捕するのは困難と考え

ていたところ、午後10時30分頃、駐在所の駐在員の家族が就寝する時間となったことで、警察官は、Aを警察署に任意同行することにした。その後の顛末は、このブロックの1段落目にあるとおり、Aをパトカーの後部座席の中央に座らせてその両横に警察官2名が座り、警察官5名が同乗してAを警察署に連行した。

警察署に到着後、警察官は、Aの取調べをしていたが、午前0時を過ぎた頃に、Aは、「既に逮捕しているなら遅いから留置場で寝かせてほしい。まだ逮捕していないなら帰らせてもらう」旨を述べて椅子から立ち上がったが、警察官に止められた。結局Aが否認するまま逮捕状が発付され、午前2時18分その執行がなされ、その翌日の午後1時、検察庁送致の手続がとられ、その後間もなく勾留請求がなされ勾留状が発付されて同日午後4時18分その執行がなされた。

以上の事実関係のもとで、東京高裁は、次のとおり判示した。「以上の経過によって判断すると、被告人を前記駅付近から同駅待合室へ、同所から更にB駐在所へ同行した一連の行為は、その経過・態様に照らし警察官職務執行法二条二項の任意同行に該当し何ら違法の点は認められないが、少なくとも同駐在所から飯山署に向かうべく被告人をいわゆる覆面パトカーに乗せてからの同行は、被告人が始めに「どこにでも行ってよい」旨述べたとはいえ、その場所・方法・態様・時刻・同行後の状況等からして、逮捕と同一視できる程度の強制力を加えられていたもので、実質的には逮捕行為にあたる違法なものといわざるをえない。しかし、当時警察官は緊急逮捕はできないと判断していたのではあるが、前記の諸事情、特に、買物袋窃取の犯人が乗って逃走した自動車をその2、3時間後に被告人が運転しており、しかも警察官の停止合図を無視して逃走したこと、約1週間前に遠隔地の刑務所を出所したばかりで、しかも運転免許をもたない被告人が数時間前に盗まれた自動車を運転していたことなどからすると、右実質的逮捕の時点において緊急逮捕の理由と必要性はあったと認めるのが相当であり、他方、右実質的逮捕の約3時間後には逮捕令状による通常逮捕の手続がとられていること、右実質的逮捕の時から48時間以内に検察官への送致手続がとられており [203 I 参照]、勾留請求の時期についても違法の点は認められないことを合わせ考えると [205 I, 同II参照]、右実質的逮捕の違法性の程度はその後になされた勾留を違法ならしめるほど重大なものではないと考える。また他に右勾留を違法無効とするような事情は記録上何ら認められない。したがって、逮捕の違法を理由として右勾留中に作成された被告人の供述調書（自白調書）を違法収集証拠であるとする所論は失当である。論旨は理由がない。」

- ・違法な実質逮捕に引き続く勾留請求を認めなかった裁判例  
任意同行に引き続く取調べのための留め置きが実質逮捕に当たると判断された事案で、その後の逮捕状の執行から勾留請求までは法が定める時間制限を遵守していても、逮捕状を執行する前の約5時間の逮捕状によらない逮捕という令状主義違反の違法は、それ自体重大な瑕疵であって、制限時間の遵守によりその違法性は治癒されないとして、勾留請求の却下を認めた裁判例がある（富山地決昭 54.7.26・勾留請求却下決定に対する準抗告事件）。○

- ・補足すると、昭和54年富山地決においては、実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件が充足されていたかの検討は一切されていない。そのため、決定書を見ても、実質逮捕に至るまでの事情が、前掲の昭和54東京高判のものほど詳細には分かりづらく、実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件を充足しえたかを判断することができない。

昭和54年富山地決は2つの見方ができ、1つは、本件では実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件を充足していなかったため逮捕の違法の治癒を認めなかったというものであり、もう1は、実質逮捕の時点で緊急逮捕の要件を満たしていようがいが、本件にける実質逮捕の態様（本件の任意同行後の留め置きの態様）からその違法の瑕疵が非常に大きいと、令状主義の原則を重視し、違法な実質逮捕後の勾留請求を否定したというものである。

- ・参考までに、富山地決の決旨を掲載しておく。

〔決旨〕昭和54年7月23日午前7時15分ころ、被疑者は出勤のため自家用車で自宅を出たところを警察官から停止を求められ、「事情を聴取したいことがあるので、とにかく同道されたい」旨同行を求められた。被疑者が自家用車でついていく気配をみせると、警察官が警察の車に同乗すること、被疑者の車は警察官が代わって運転していく旨説明したので被疑者はいわれたとおり警察用自動車に同乗して同日午前7時40分ころ富山北警察署に到着した。同署刑事課第3取調室において、ただちに被疑者の取調が開始され、昼、夕食時に各1時間など数回の休憩をはさんで翌24日午前0時すぎころまで断続的に続けられた。その間取調室には取調官のほか立会人1名が配置され、休憩時あるいは取調官が所用のため退出した際にも同人が常に被疑者を看視し、被疑者は用便のときのほかは一度も取調室から外に出たことはなく、便所に行くときも立会人が同行した。他方、捜査官は同日午後10時40分富山地方裁判所裁判官に対し、通常逮捕状の請求をなし、その発付をえて、翌24日午前0時20分ころこれを執行した。そして同日午後3時30分、右事件は富山地方検察庁検察官に送致され、同庁検察官は同日午後5時15分富山地方裁判所裁判官に対し、勾留請求

をなしたが、同月25日同裁判所裁判官は、「先行する逮捕手続に重大な違法がある」との理由で右請求を却下する旨の裁判をなした。

以上の事実によると〔注：本件は勾留請求の却下裁判に対する準抗告申立て事件〕、当初被疑者が自宅前から富山北警察署に同行される際、被疑者に対する物理的な強制が加えられたと認められる資料はない。しかしながら、同行後の警察署における取調は、昼、夕食時など数回の休憩時間を除き同日午前8時ころから翌24日午前0時ころまでの長時間にわたり断続的に続けられ、しかも夕食時である午後7時ころからの取調は夜間にはいり、被疑者としては、通常は遅くとも夕食時には帰宅したいとの意向をもつと推察されるにもかかわらず、被疑者にその意思を確認したり、自由に退室したり外部に連絡をとったりする機会を与えたと認めるに足りる資料はない。

右のような事実上の看視付きの長時間の深夜にまで及ぶ取調は、仮に被疑者から帰宅ないし退室について明示の申出がなされなかったとしても、任意の取調であるとする他の特段の事情の認められない限り、任意の取調とは認められないものというべきである。従って、本件においては、少なくとも夕食時である午後7時以降の取調は**実質的には逮捕状によらない違法な逮捕**であったというほかはない。

本件においては逮捕状執行から勾留請求までの手続は速かになされており実質逮捕の時点から計算しても制限時間不遵守の問題は生じないけれども、約5時間にも及ぶ逮捕状によらない逮捕という令状主義違反の違法は、**それ自体重大な瑕疵**であって、制限時間遵守によりその違法性が治癒されるものとは解されない、けだし〔なぜなら〕、このようなことが容認されるとするならば、捜査側が令状なくして終日被疑者を事実上拘束状態におき、その罪証隠滅工作を防止しつつ、いわばフリーハンドで捜査を続けることが可能となり、令状主義の基本を害する結果となるからである。

以上の事実によれば、本件逮捕は違法であってその程度も重大であるから、これに基づく本件勾留請求も却下を免れないものというべきである。



## 5 緊急逮捕 (210)

### (1) 意義

→緊急逮捕は、一定の重大犯罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪）については、犯罪の嫌疑が十分に認められ、逮捕の緊急性があり裁判官の逮捕状を事前に求めることができないときに、その理由を告げて、かつ、逮捕後直ちに逮捕状を求める手続をすることを条件に許容される（210 I）。○

- ・緊急逮捕は、事後的とはいえ裁判官の令状を求める必要があるので（210 I）、無令状逮捕ではなく、令状による逮捕の一類型として位置づけられている。○

**210条1項** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。  
この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

### (2) 緊急逮捕の**実体的要件** (①～④)

#### ア **要件① 犯罪の重大性**

→緊急逮捕にかかる被疑事実が、死刑、無期又は長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪のものでなければならない。○

- ・例えば、3年以下の懲役又は10万円の罰金が法定されている刑法130条前段の住居等侵入罪は、緊急逮捕の要件を定める刑訴法210条1項の「長期3年以上の懲役」にあたる罪といえるので、他の要件を満たせば緊急逮捕ができる。

比較：必要的弁護事件（289）→「長期3年を超える」

## イ 要件② 嫌疑の充分性

→被疑者が要件①の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があることが必要である。

○

- ・「充分な理由」(嫌疑の充分性)は、通常逮捕における嫌疑の相当性よりも嫌疑の程度が高いことをいう。
- ・嫌疑の充分性は逮捕時に認められることが必要なので、逮捕後に得られた証拠資料を用いて嫌疑の充分性を判断してはいけない。○
- ・緊急逮捕が適法といえるためには、逮捕時に嫌疑の充分性などの緊急逮捕の要件を具備していることが必要で、**かつ**、逮捕状発付時には通常逮捕の要件を具備していることが必要と解されている。

## ウ 要件③ 逮捕の緊急性

→緊急逮捕が認められるためには、「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない」との逮捕の緊急性の要件を満たさなければならない。この要件を満たすには、通常逮捕の手続をとっては被疑者に逃亡されたり、罪証を隠滅されたりするおそれがあることが認められることが必要である。●

## エ 要件④ 逮捕の必要性

→逮捕が重大な人権制約を伴う処分であることを考慮し、明文はないが、緊急逮捕にも通常逮捕と同様に逮捕の必要性(罪証隠滅のおそれ・逃亡のおそれ)が要求される。

●

## (3) 緊急逮捕の手続

→逮捕の後、「直ちに」逮捕状(緊急逮捕状)を求める手続をする必要がある(210 I)。

○

[調整余白]

1	〔設問1〕
2	1 Cの原告適格を認める主張を検討する。
3	原告適格は、当該処分取消しを求めるにつき、「法律上の利益」(行
4	訴法9条1項)として、法律上保護された利益を有する者に認められ
5	る。Cのように処分の相手方以外の者の場合も、行訴法9条2項の考
6	慮要素に鑑みて、処分の根拠法令が、当該利益を専ら一般的公益の中
7	に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別的利益としても保護する
8	趣旨を含むといえるときは、法律上保護された利益が認められる。
9	2(1) Cは、本件許可処分によって、「落ちついた住宅地である周辺の
10	景観」を享受する利益と、「安眠」の利益が害されるおそれがあると
11	主張している。これらが法律上保護された利益といえるか検討する。
12	(2) 条例9条により、処分の根拠法令である条例6条1項の委任を受
13	けた規則10条1項の別表4の二は、「良好な景観の形成を阻害」す
14	るものでないことを許可基準としている。それだけでなく、根拠法
15	令の趣旨及び目的は、「良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並
16	びに公衆に対する危害を防止すること」(条例1条)である。このよ
17	うな法令の文言や趣旨目的からすると、処分の根拠法令は、「良好な
18	景観」を享受する利益や、「危害」につながる安眠を脅かされない利
19	益を保護しているといえる。
20	(3) これに対して、A県は、景観のような生活環境に関する利益は、
21	個人的なものではなく地域全体の利益として、専ら一般的公益の中
22	に吸収解消させるべき利益であり、法令に明らかな手がかりとなる
23	

1	規定のない限り、法律上の利益でないと反論することが考えられる。
2	しかし、条例は、6条に規定する限定された地域でのみ、広告物
3	等によって景観が損なわれることを防止しようとしており、当該地
4	域の居住者を手厚く保護している。このような規定に鑑みると、本
5	件のような都市計画地域（条例6条1項1号）における良好な景観
6	を享受する利益は、専ら一般的公益の中に吸収解消させるべき利益
7	と一概に切り捨てることはできないので、さらに行訴法9条2項の
8	考慮要素である利益の内容及び性質を検討する。
9	(4) 許可処分が違法になされ、蛍光・発光塗料や、反射の著しい材料
10	として動きの早い動画が使用された場合、近所に居住する者は、毎
11	日、外を歩く際のみならず、位置によっては屋内にいても窓から派
12	手な色彩等を見ざるを得ない状況に追い込まれうる。条例6条1項
13	で保護された区域に居住していたのに、その良好な景観が失われれ
14	ば、良好な環境を求めて近所の住人が引越し、慣れ親しんだ人間関
15	係が失われる可能性もある。このように考えると、区域内の居住者
16	が良好な景観を享受する利益は、一応保護すべきものといえる。
17	また、良質な睡眠が人間の健康を保つために必要不可欠であるこ
18	とから、明るすぎる映像が深夜まで表示されることで、違法広告物
19	の光が入る寝室を用いる住人は、明かりに邪魔されて寝付けなかつ
20	たり、寝付けても脳に光刺激が届いて睡眠が浅くなったりし、不眠
21	症やうつ状態などの健康被害を被りかねない。したがって、安眠を
22	妨げられない利益は、極めて重要な利益といえる。
23	

1	特に、良好な景観も安眠も両方脅かされる者が害される利益は、
2	非常に大きな精神的打撃となるため、そのような者の利益は、法律
3	上保護された利益、すなわち「法律上の利益」といえる。
4	(5) そこで、6条1項所定の地域内で、家の中に広告物等の光が入り
5	安眠を脅かされる可能性のある位置に居住している者には、本件処
6	分取消訴訟の原告適格を認めることができると解する。
7	3 Cは、条例6条1項1号所定の都市計画区域内に居住している。ま
8	た、本件申請地点の隣地に居住しており、広告物等の明るすぎる映像
9	が深夜まで表示されることにより、本件広告物に面した寝室を用いる
10	Cの安眠を害する可能性があるといえる。
11	したがって、Cは、条例6条1項の地域内で、広告物等の光で安眠
12	を脅かされる可能性のある位置に居住しているといえるため、本件処
13	分の取消訴訟の原告適格を認めることができる。
14	〔設問2〕
15	1 Bは、基準1が条例に反して無効であると主張する。基準1は、条
16	例の委任を受けた規則に規定されているため、委任の範囲を逸脱する
17	と違法無効となる。委任の範囲を逸脱しているか否かは、条例から基
18	準1の内容の規則の制定を委任する授権の趣旨が、明確に読み取れる
19	か否かで判断する。
20	2 条例6条1項2号は、鉄道に接続し、かつ鉄道から展望できる地域
21	のうち、自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する地域に掲
22	げる広告物の表示等に知事の許可を要求する規定で、具体的基準は条
23	

1	例9条が規則に委任している。そもそも、条例6条1項2号の趣旨は、
2	鉄道等から展望できる地域は、広告物を目にする者が多く、条例1条
3	の良好な景観等の保護の要請が強く働くため、規制の必要性が高いこ
4	とにある。その基準を条例9条が規則に委任した趣旨は、広告物に対
5	する規制は表現の自由（憲法21条）の制約につながるため、より細
6	やかに基準を設ける趣旨と解する。
7	3 一方、基準1は、自己の事務所等に自己の名称等の広告物を表示す
8	る場合を除いて、一律に鉄道等までの距離による制限を設けている。
9	このうち、自己利用のための広告物を除外している点については、
10	自己利用であっても他人のための広告であっても、自然の景観を害す
11	るおそれの有無に影響は及ぼさないことからすると、条例6条1項2
12	号の趣旨に反している。そこで、この点については、条例から授権の
13	趣旨を読み取ることはできないため、違法無効である。
14	また、一律に距離制限をかける点も、鉄道の線路が地下にあり、広
15	告物を電車内から見通すことが出来ない場合、広告物を目にする者が
16	多いといえないため、条例6条1項2号の趣旨が及ぶことはない。そ
17	こで、この点についても、条例から授権の趣旨を読み取ることはでき
18	ないため、違法無効である。
19	以上
20	
21	
22	
23	

1	1 勾留の要件は、犯罪の嫌疑、勾留の理由、勾留の必要性である（2
2	07条1項、60条）。もっとも、この要件を満たしたとしても、20
3	7条が逮捕から引き続く形でしか勾留を予定していないうえ、短期長
4	期の二段階の司法審査を経ることで人権保障(1条)を図る観点から、
5	逮捕前置主義という手続要件も満たさなければならないと解する。
6	そこで、まず勾留の実体的要件を満たしているか検討してから、逮
7	捕前置主義に反しないか検討する。
8	2(1) 本件では、各号該当性および勾留の必要性は論じる必要がない。
9	(2) そして、犯罪の嫌疑は、犯人を見ているVが、面通しの際に甲に
10	間違いないと述べているうえ、甲が被害品であるV名義のクレジット
11	トカードを所持していたことから、認められる。
12	(3) 以上より、勾留の実体的要件は満たしているといえる。
13	3 逮捕前置主義
14	<input type="checkbox"/> 逮捕に対する直接の不服申立て手段は認められておらず、勾留段
15	階で審査することが前提となっている。また、逮捕が違法であった
16	場合、被疑者は釈放され204条から206条の勾留請求ができな
17	くなるのが本来の筋であり、釈放しなかったときも同様に扱うべき
18	である。さらに、将来の違法捜査抑止の観点からも、違法逮捕に引
19	き続く身柄拘束を認めるべきではない。このような観点から、勾留
20	に前置される逮捕は、適法でなければいけない。
21	(2)ア Pらが、パトカーに乗車させられまいとパトカーの屋根を両手
22	でつかんで抵抗する甲の片腕を車内から引っ張り、甲の背中を押
23	



1	して後部座席中央に座らせ、その両側にPとQが甲を挟むように
2	して座り、パトカーを出発させた一連の行為が逮捕令状の発布を
3	受けずに行われているため、実質的に逮捕にあれば、令状主義
4	(憲法33条、刑訴法199条1項)に反し違法となる。
5	イ 逮捕とは、個人の意思に反して、身体を拘束するという重要な
6	法益侵害を伴う強制処分である。実質的に逮捕にあたるかどうか
7	は、①同行を求めた時間・場所②同行の方法・態様③同行を求め
8	る必要性等も総合考慮して判断すべきと解する。
9	ウ 甲は、4名の警察官に囲まれてパトカーに乗車させられそうにな
10	った際、「俺はいかないぞ。」と、明確に任意同行の求めを拒否
11	しているため、H警察署までの連行は、甲の明示の意思に反する。
12	本件は、午前3時20分という通常であれば家に帰って寝たい
13	と思うはずの深夜における事案である。また、上記一連の行為は、
14	警察官2人がかりで甲の片腕を引っ張り、背中を押して、パトカー
15	に押し込んでいるところ、甲の抵抗を抑圧するに足る行為とい
16	える。また、パトカーの後部座席に座らせた後は、PおよびQが
17	甲を挟むようにして座っており、甲が自由にパトカーから降りら
18	れる状況にはなく、実質的に移動の自由や行動の自由に対する強い
19	制約を受けている。また、本件では、甲の取調べによって交通
20	の妨げになっているという事情はなく、令状も取らずに警察署へ
21	の同行を求める必要性が高いといえる状況にはなかった。
22	以上を総合考慮すると、Pらの上記一連の行為は、実質的に甲
23	

1	の意思に反して身体を拘束する処分とみることができ、逮捕にあ
2	たる。
3	エ したがって、Pらの上記行為は実質逮捕にあたる。
4	(3)ア 逮捕手続に違法が認められても、実質的逮捕時に緊急逮捕の要
5	件を満たすうえ、実質的逮捕時を起点としても、すべての身柄拘
6	束時間が法定の時間内に収まっているような事案で、逮捕手続の
7	瑕疵が軽微なものにすぎない場合、人権保障や将来の違法捜査抑
8	止の観点から勾留を認めない必要性は低い一方、捜査による事実
9	解明を過度に阻害することになる。そこで、実質逮捕時に緊急逮
10	捕の要件を満たし、身柄拘束の法定の制限時間を守っている場合、
11	逮捕手続の瑕疵が重大でなければ、違法性が治癒されると解する。
12	イ 本件においては、実質的逮捕の時点において、身体的特徴が被
13	疑事実の犯人と相当程度類似し、犯行時刻の約30分後に被害品
14	であるV名義のクレジットカードを所持していたことから、甲は
15	「罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある」(210条)
16	といえる。クレジットカードは小さくて証拠隠滅が容易であるう
17	え、甲は仕事も家もないと述べているため、ここで逃走されてし
18	まうと、逃亡及び罪証隠滅の防止という逮捕の目的を達すること
19	が著しく困難である。そこで、逮捕について「急速を要」する事
20	情が認められる。また、本件は、住居侵入窃盗なので、「長期三年
21	以上の懲役……にあたる罪」にあたる。
22	したがって、実質逮捕時点において、緊急逮捕の要件を満たし
23	

1	ている。
2	ウ 本件の実質的逮捕は6月6日午後3時5分頃になされ、甲が検
3	察官に送致されたのは同月7日午前8時30分であり、実質的逮
4	捕時点から送致まで約29時間30分であり「四十八時間以内」
5	に行われている(203条1項)。また、甲の勾留請求は同月7日
6	午後1時になされ、勾留請求は送致から「二十四時間以内」に行
7	われており(205条1項)、被疑者の身体拘束から勾留請求まで
8	「七十二時間以内」に行われている(同条2項)。
9	したがって、身柄拘束の法定の制限時間を守っているといえる。
10	エ しかし、本件でPらが行ったのは、逮捕の要件を満たしている
11	か検討することすらないまま、複数人で嫌がる甲に有形力を行使
12	して無理矢理パトカーに引きずり込み連行するという、極めて重
13	大な違法行為である。本件実質逮捕の5時間後に通常逮捕の手続
14	を採ったといっても、その5時間もの間、逮捕されたのであれば
15	行使できたはずの弁護人選任権なども与えられないまま、取調べ
16	を受けた甲の手続的不利益は極めて大きい。
17	オ したがって、本件逮捕手続の違法は重大で、将来の違法捜査抑
18	止の観点からも、治癒を許すべきものといえない。
19	(4) 以上より、下線部の勾留には、逮捕前置主義違反があり、違法で
20	ある。
21	
22	
23	

以上

行政法 解答例

△設問1で行政法9条2項を指摘していない。  
E △設問1は、「Cは...このような主張をする  
べき。」ということに内らているのに、

第1 設問1

1 Cとしては本件許可処分により、①周辺の景観が害され景観利益が侵害されること、及び②自己の安眠が害され健康被害が生ずることを理由として、原告適格(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という)9条1項)が認められると主張することが考えられる。

2 取消訴訟の原告適格は「当該処分…の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に認められるところ、「法律上の利益を有する者」とは当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして、当該行政処分を定めた根拠法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も「法律上保護された利益」にあたるものとする。

3(1) まず、本件許可処分の根拠規定は条例6条1項であるが、この6条1項の許可の基準は、条例9条の委任の下、規則10条で規定されている。そして、この規則10条は別表第4および第5において詳細な許可基準を規定している。すなわち、別表第4および第5は条例6条1項と一体のものといえ、条例6条1項が許可基準を設けることによって保護しようとしている法的利益を検討する際には、別表第4および第5が参考となる。

(2) 別表第4を見るに、別表第4の第2号は許可の基準として、広告物が「良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと」を掲げている。この規定から、条例6条1項は許可基準の設置により、良好な景観の形成および風致、交通の安全を法的な利益として保護しているといえる。

また、目的規定である条例1条は「良好な景観を形成し、および風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする」と規定しており、条例の個別的な規定である6条1項も公衆に危害を加えない利益を保護しているといえる。

(3) 次に、Cが本件許可処分により侵害されると主張する利益が条例6条1項によって保護されるか。Cは①で本件広告物が設置されると周辺の景観利益が侵害されうると主張しているところ、これは上記の良好な景観の形成および風致という利益と同一であるから、同項によって保護されると考えられる。さらに、本件広告物が設置されると本件申請地点の隣地に居住するCの安眠が妨害されうるところ、これは公衆に対する危害に当たるから、安眠を妨害されない利益は同項によって保護されるものと思われる。

ここで、被告のA県としては、Cの安眠を妨害されない利益については条例6条1項が保護する法的利益に含まれないと反論することが考えられる。確かに条例1条は「公衆に対する危害」を防止することを目的としているところ、安眠が妨害されることは広く「公衆に対する危害」に含まれるといえるから、安眠を害されない利益は同項の保護する法的利益に当たりそうである。もともと、条例6条1項の委任規定である規則10条を具体化する別表第4は、この「公衆に対する危害」を「交通の安全」に限定しているから、条例6条1項が保護する法的利益は「交通の安全」であり、夜間の安眠を侵害されない利益は同項で保護される利益ではない。

したがって、Cには②を理由とする本件取消訴訟の原告適格は認められない。

(4) では、①の本件広告物周辺の景観利益は同項によって個別に保護されているといえるか。

A県は、上記景観利益はその性質上一般的抽象的な利益であり、一般的公益の中

Cには、②を理由とする本件取消訴訟の原告適格は認められない」とするのはまずい。

Cは、  
← 処分の不特定多数者  
↓  
行政9条2項  
を指摘する必要がある。  
ある。

設問1は、Cがこのような主張をするべきかということに対する解答を求めている。  
無断複製・頒布を禁じます  
これに解答にならない

に吸収解消されるべきものであるから「法律上保護された利益」に当たらず、Cには原告適格が認められないと主張することが考えられる。

確かに、景観利益はその性質上公益の中に吸収解消される利益である。もつとも、一般的に派手で消費者の目を引く広告が求められる商業地域とは異なり、本件申請地点のような住宅地域は平穏に生活する場所であるから、派手な色彩や動きの早い動画が表示されることにより侵害される景観利益は重大である。また、観光地や景勝地における景観利益は周辺住民のみならず多数の観光客が享受するものであり、その享受する範囲が広がりやすいのに対して、住宅地域の景観利益はその住宅地域に居住する者が享受する利益で限定的である。これらの事情に鑑みると、Cの居住地を含む住宅地域の景観が損なわれない利益は、同項が個別的利益として保護する法的利益に当たるといえる。そして、このような景観利益の侵害は、広告物に近接すれば近接するほど深刻なものとなると考えられる。

そこで、本件広告物に近接する住宅地域に居住する者には、本件許可処分の取消訴訟の原告適格が認められると考える。

(5) Cは本件広告物が設置されることとなる本件申請地点の隣地に居住しているため、本件広告物に近接する住宅地域に居住する者に当たる。

4 よって、Cは本件許可処分の取消訴訟の原告適格を有する。

第2 設問2

1 Bは、基準1が条例6条1項及び9条の委任の範囲を逸脱しており、違法・無効であるとの主張を行うことが考えられる。

2 基準1は条例6条1項及び9条の委任を受けて定められたものであるから、いわゆる委任命令に該当する。委任命令は、委任をした法律の趣旨に適合する必要がある。

← 行政法 課2項の  
標記を注意して  
いこうとか、標  
記みこの内容が  
不明確な論述と  
なっている

} 規範

あり、委任の趣旨を逸脱した命令の規定は違法・無効となる。

(1) 条例6条は、同条所定の地域において広告の表示・設置をする場合に知事の許可を定めている。許可とは、本来国民の自由であるはずの行為を予め一般的に禁止しておき、申請に対して禁止を解除するものであるから、禁止される行為はなるべく制限的であることが要請される。また、営利的表現の自由は憲法21条1項及び22条1項により保障される重要な権利であるから、広告表示は原則として許されるべきである。さらに、6条1項は広告物等禁止区域以外の地域で許可を要する地域として、1号から5号において限定列挙している。

以上に鑑みると、同条は広告の表示・設置を原則として自由としつつ、例外的に、各号の配慮する法的利益が害される場合に限り、制限をかけるものである。そうすると、上記法的利益を害するおそれがない場合にまで広告物の表示・設置を制約する基準は委任の範囲を逸脱し無効となる。

(2) 基準1は、広告物から鉄道等までの距離を100メートル以上離すことを定める基準である。この基準の趣旨は、広告の眩しさによって鉄道運転手の目がくらむことを防止し、交通の安全を確保することにあると考えられ、6条1項2号、9条の委任の趣旨に反しないとも思える。しかし、線路が地下にあれば、距離が100メートル以内であっても、電車内から広告を見通すことは不可能であり、運行に支障をきたすおそれはない。したがって、線路が地下にある場合についても許可を必要とする基準は過剰規制であって、委任の趣旨を逸脱している。

3 以上より、線路が地下にあり、電車から広告物が見通せない場合も一律に許可を必要とする基準1は、条例6条及び9条の委任の範囲を逸脱し、違法・無効となる。 以上

← 規則に定め基準1が  
条例(6条, 9条)の趣旨に  
逸脱するかを判断する  
必要がある。そのためには  
まず、条例(6条, 9条)の趣  
旨を明らかにする必要  
がある。

無断複製・頒布を禁じます

刑事訴訟法 解答例

B+

1 勾留の要件

勾留が適法に行われるためには、60条1項各号該当性及び、勾留の必要性（207条1項本文、87条1項）のほか、①「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（207条1項本文、60条1項柱書）、②逮捕前置主義、③逮捕からの時間制限の遵守（203条）が必要となる。

2 ①について

- (1) 「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」とは、犯罪の嫌疑が一応認められる程度のことをいう。
- (2) 本件では、Vは犯人がV方の机の引出しからV名義のクレジットカードを盗んでいることを目撃している。そして、記憶が鮮明なわずかに17時間後には、Vは被疑者甲の面通しを行い犯人と一致していることを確認している。

たしかに、犯行時刻である6月5日午後2時ころから、約12時間30分後、距離にしてV方から8キロメートルも離れたL町の隣町で甲はPQに見つかっているため、そこから直ちに甲が本件の犯人であることを推認することはできない。しかし、甲の人相及び着衣は犯人と酷似することや、Pの質問に「覚えていない」と曖昧な回答をするなど、不自然な点が多々あった。加えて、甲がV名義のクレジットカードを所持していたところ、甲が落とし物として届けるつもりであれば、PQから質問された際に、すぐに渡すこと

←  
 実体的要件と  
 手続的要件は、  
 区別して指摘  
 した方がよい。  
 この書き方だと、  
 例えは、なぜ②が  
 必要なのかは分  
 からない。

が自然である。そのため、甲の供述は信用性に欠ける。以上のことから、甲がV方から持ち去ったことを推認させる。

したがって、本件では、甲が本件事件の罪を犯した嫌疑が一応認められ、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある（要件①充足）。

3 ②③について

- (1) 被疑者を勾留するには、同一事件について適法な逮捕が先行していることが必要となる。本件では、6月6日午前9時10分頃に、逮捕状に基づき甲を通常逮捕しているものの、その6時間前の同日午前3時5分頃、警察官4名で甲を囲み、抵抗する甲の意に反し、パトカーに乗車させている。このことから、この時点で実質逮捕がなされ、違法な逮捕が先行しているとも思えるため、問題となる。

(2) 通常逮捕

通常逮捕時点では、①で述べたように、逮捕の理由（199条1項本文）がある。また、甲が犯行を否認していることから逃亡のおそれがあり逮捕の必要性（199条2項ただし書、規則143条の3）も認められる。

よって、適法な逮捕といえる。

(3) パトカーに乗車させた行為について

ア パトカーに乗車させた時点で実質逮捕に至っているか検討する。任意同行が実質逮捕になるか否かは、I相手

の意思に反し、Ⅱ重要な権利を制約しているかどうかで判断する。その際には、i同行を求めた時間・場所、ii同行の方法・態様等を考慮して判断する。

本件では、午前3時5分と通常就寝している時間帯であり、甲自身も「寝泊りする場所を探している」と言っていることや、「俺は行かないぞ」と断言していることなどから、パトカーに押し込まれることは甲の意思に反することは明らかである（Ⅰ）。

さらに、PQは警察官4人で甲を取り囲み物理的・心理的に逃れることを困難にしている。そして、パトカーの屋根を両手でつかみ抵抗する甲に対して、片腕を引っ張り、かつ背中を押して甲の抵抗を排除する有形力を行って車内に座らせている。かつ、PQが甲の両端に座り、甲が身動きできない状態にしている。これらの事情から、Pらは甲が同行を拒絶できない状況においてといえるので、甲の行動の自由を制約する点で、重要な権利を制約しているといえる（Ⅱ）。

したがって、本件において、甲は、Pらに同行することを拒絶できる状況にはなく、甲をパトカーに乗車させた午前3時5分の時点で実質逮捕に至っていたといえる。これは、令状主義に違反し違法である。

イ 実質逮捕と通常逮捕の関係

適法な通常逮捕に先行して違法な実質逮捕が先行している以上、適正手続の観点から、勾留請求に先行する逮捕は違法であると考ええる。

(3) 勾留に先行する逮捕が違法な場合、勾留請求は違法となるか。

この点、逮捕手続に違法があれば常に勾留が違法となるとしてしまうと、事案の真相解明が困難になり妥当でない。そこで、逮捕手続に重大な違法があった場合に、勾留請求が違法となると考える。

緊急逮捕の要件を満たし、時間制限を遵守している場合は、重大な違法ではないと考える。

本件は窃盗罪（刑法235条）の事案であり、犯罪の重大性はある。また、犯行の目撃者Vの証言もあることから、嫌疑の十分性も満たす。さらに、甲は犯行を否認していることから逃亡のおそれがあり逮捕の緊急性および逮捕の必要性も認められる。また、実質逮捕の時点からの時間制限を遵守している（要件③充足）。

よって、実質逮捕から通常逮捕の時点までに約6時間経過したとしても重大な違法とまではいえず、逮捕前置主義の要請を充たす（要件②充足）。

4 結論

よって、本件の勾留は適法である。

以上

ここは正確性を欠いている。ここは、瑕疵が若癒される実質的根拠を示す必要がある。

## 矢島の速修インプット講座受講生 2018年司法試験合格者の声

### 松本 誠吾さん 22歳

速修インプット講座を受講することで、**短期間で、司法試験合格に必要な知識を網羅的に復習できた点が良かった**と感じました。私は予備試験合格後にも、知識があやふやな部分、誤った理解をしていた部分があることに気づき、このまま司法試験に臨むのは不安であると感じていました。しかし、その時点で司法試験までは半年ほどしかありませんでした。そこで、この講座を受講し、短期間で網羅的に試験範囲を復習しようと考えました。結果としては、3ヶ月ほどで7科目を2周することができ、その分問題演習の時間を十分に確保することが出来ました。また、講座を担当されている矢島先生が、**司法試験の内容を正確に分析**されており、論文式試験で評価される書き方・思考をも学べる点も、良かった点です。速修インプット講座は、出題趣旨や採点実感の内容が多分に盛り込まれており、それを踏まえた講義となっているため、**正しい知識・思考方法を学べる内容**となっている点が良かったと感じました。

### N・Tさん 38歳

**短答試験や論文試験に必要な情報がコンパクトにまとめられており、効率的に学習することができた。**私は、通信クラスで、仕事をしながら、受講していたので、通勤中やカフェ等でスマホで講義を繰り返し聞くことで記憶の定着に役立った。また、**テキストには重要度をランク付けして記載してあるので、重要事項が一目で把握でき、試験に向けて効果的な学習ができたと思う。**テキストについては直前期の知識の整理にも非常に役に立ったと思う。

### C・Tさん 29歳

私は自分の知識不足を感じていたので、この講座を申し込みました。テキストは細かい知識まで全てを詰め込むのではなく、**本当に重要な部分をコンパクトにまとめたものだったので、本筋を外れることなく軸のあるインプットができ、答案でも重要な部分を的確に記述することができるようになった**と思います。テキストはコンパクトではありますが、**これだけで試験に十分対応できる**ものであったので試験まで繰り返し読み込んでいました。



## 野口 大さん 32 歳

この講座の良かった点は、まず、テキストが司法試験を徹底的に分析された上で作成されており、情報量も適切で必要十分に整理されている点です。次に、全科目を通じて**判例通説をベースに思考過程が論理的な文章**でわかりやすく書かれているため、記憶・理解がとてもしやすい点です。重要度もランク分けされており、その中でも記憶すべき箇所（答案に実際に書く事柄）、記憶までは必要ないが理解すべき箇所にまで細かくランク分けされているので勉強がしやすく、各自の可処分時間に応じた柔軟な活用ができる講座だと感じました。ちなみに私は、3回目の受験でしたが、合格した今年は、**インプット用の教材は基本書や判例百選等は一切使わず、この講座のテキストだけで論文・短答対策を行いました**。この講座で矢島先生の講義を聴きながらテキストを読み進め、徹底的に復習すれば、**論文・短答ともに問題を検討し、合格答案が書ける力がしっかり身につく**と思います。

## 林 拓哉さん 30 歳

速修インプット講座は、テキストがとて素晴らしいと思います。テキストには論証はもちろん、条文の趣旨や要件、判例、重要事項の思考プロセス、司法試験の出題趣旨や採点実感等が記載されていて、法試験対策に必要なすべての情報が網羅されています。そして、テキストに記載されている情報には優先順位が記号で付されているので、受講生の可処分時間に応じてテキストの復習を行うことができます。また、テキストには短答試験で問われるような知識も記載されているので、短答対策のテキストとしても使用することができます。平成 30 年の試験に向けて私が使用したインプット用のテキストは、速修インプット講座のテキストのみです。司法試験対策のテキストを絞り込めていない方には、速修インプット講座の受講を強くおすすめいたします。さらに、矢島先生は受験生がつまずきやすいところや苦手とする分野を考え、受験生の目線で授業を進めてくださいます。矢島先生は非常に熱い先生で、「受験生を合格させたい！」という強い気持ちを持たれていることを感じました。その熱さは画面を通して伝わってくるので、通信受講でも画面越しに矢島先生のパワーを受け取り、講座を最後まで集中して受講することができると思います。「通信講座は長続きしなさそうだからちょっと・・・」という方にも速修インプット講座の受講をおすすめいたします。

## 稲田 拓真さん 23歳

入門講座での知識の補完のために、速修インプット講座は活用させていただきました。矢島先生が手作りしたテキストを矢島先生が講義するという方法であるため、各記述の意味するところを余すことなく理解することができたと思います。また、**矢島先生が受験生のよく使う教材を参酌して作成**していることもあり、内容の受験生レベルでの正確性が確保されていたと思います。**この教材を理解すれば、受験上他の受験生と知識で差がつくことはない**と考えます。

矢島の論文完成講座受講生  
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

論文完成講座を受講してよかった点は、司法試験の過去問を正確に分析し、定着させることができた点です。司法試験合格のためには、論文式試験で評価される論述、思考方法を知するために、過去問を分析することが不可欠です。しかし、司法試験の論文式試験の内容は難解であり、一人でこれを分析することは困難です。実際に、私も学習開始から1年ほど経ち、過去問を少し解きましたが、全く歯が立たず、一人でこれを分析することができませんでした。この講座を受講し、反復したことで、過去問を深く理解し、その思考方法や書き方を本番でも生かすことができました。

N・Tさん 38歳

過去問分析、矢島先生オリジナルの質の高い答案を惜しみなく提供いただき、自身の答案作成の参考になったほか、過去問からどのような知識及び理論構成が求められるか丁寧に教えてくださったので、受講してよかったと思う。オリジナル答案は授業直前まで練っておられるようで、授業中にもより良いものに変更されていたことで、リアルに思考過程が把握でき、自分の思考整理にも役立った。知識偏重ではなく、実際に現場で考えて書く答案の作成方法を教えてもらった。

野口 大さん 32歳

この講座の良い点は、まず、講義とテキストを通じて答案の思考過程や表現方法を学ぶことができ、論文の書き方が体得できる点です。答案例も出題趣旨や採点実感を踏まえて全て矢島先生が書き下ろされており、信頼できるものです。また、過去問では補えない論点についても補強問題というかたちで学習できるため、この講座で取り扱う問題を全て検討すれば、他の受験者に対しても大きなアドバンテージになると感じました。その上、分析や読み方が難しい出題趣旨や採点実感についても矢島先生が重要な部分や反面教師にする部分等、加工してくださったかたちで読めるのでメリハリをつけて過去問分析をすることができます。私は、問題演習に関しては、学者さんの演習本や問題集などに手を広げず、この講座で取り扱った過去問と補強問題を中心に徹底的に復習して本試験に臨み合格することができました。

## 林 拓哉さん 30 歳

矢島先生の解説の大きなポイントは、矢島先生が作成した参考答案に基づいて解説が行われるところです。一般的な司法試験の過去問講座はテキストに模範答案が掲載されていたとしても、答案の分量が非常に多く、内容が不正確なこともあり、現実的な答案ではないことが多いと思います。しかし、矢島先生の答案は、本番で書くことができたなら上位合格することができるレベルのものと考えられるので、極めて現実的な答案になっていると感じました。講座を受講して矢島先生の思考のプロセスを学び、矢島先生が作成した答案を読みこんで合格答案のイメージをし、自分の答案を書いていけば、司法試験の解答に必要な力は自然と身についていくと思います。

## C・Tさん 29 歳

矢島先生の論文完成講座を受講する前にも自分で司法試験の過去問を解いたことはありましたが、出題趣旨や採点実感を上手く活用することができていませんでした。矢島先生の論文完成講座では、出題趣旨や採点実感の重要な部分を示してくれたため、自分では気付かなかった出題意図などを理解することができより良い答案作りに大いに役に立ちました。過去問のほかにも類似問題を扱っていたため、当該論点をより深く理解することができました。

## 稲田 拓真さん 23 歳

LECの論文講座の中でも最も良い講座だと考えます。理由の一つ目は矢島先生自身が答案を作成していることです。矢島先生の答案の特徴は表現の柔らかさと思の柔軟さにあると考えます。表現方法は自然な日本語にこだわった法律をじっくり理解した人以外でも入門講座などを受講した程度の知識があれば再現できるほど柔らかいものとなっています。また、利益衡量をベースとした思考方法は現場思考問題で柔軟に活用できるものでありその書き方を知ることができれば応用が非常に効く書き方と思います。そのような特徴のある答案はそれと同じ雰囲気の答案を再現しやすく学習に使いやすい答案であったと思います。また、上記利益衡量の思考方法と法的三段論法を死守するといった基本を重視して崩さないという姿勢が学べるのが二つ目の理由です。この基本姿勢が崩れれば合格は遠のきこれを死守すれば合格がグッと近づくのだと感じております。このように非常にメリットの大きい講座だと感じました。

## 矢島の速修インプット講座受講生 2018年予備試験合格者の声

### 樋田 早紀さん 26歳

矢島の速修インプット講座のよかった点は、**試験に必要な知識が厳選されており、それを短時間で一気に習得することができた点**です。講座自体の全体の時間数は少ないですが、はじめて習う科目でも、重要な知識を中心にていねいに説明してくださるので理解に困ることはありませんでした。細かい知識まで含め長い時間をかけてインプットをすることは、幹となる部分の知識の定着の妨げになり、時に有害となります。また、働きながらの学習の場合、このような勉強方法をとることは現実的に困難です。この点、矢島先生のこの講座は、**短い時間で必要不可欠な知識のインプットを重点的に行うことを可能とするものであり、私が合格するについての近道となったように感じます。**

### K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成されるオリジナルテキストを用いて行う中級者を対象とした高速インプット講座です。その最大の売りは、**7法の膨大な知識を試験に必要な限りで圧縮した上で、矢島講師が論文レベルに必要な知識、択一レベルに必要な知識、できれば知っておけばいい知識と記載を分けて説明**するので、講義後に自分で復習するのにもメリハリつけて学習することができることだと思います。例えば、**ここは論文で聞かれるから、なんとなく思い出せるだけではだめ、この理由づけから規範を導きだせるようにといった具体的な指導がなされるため試験に使える形でインプットできました。**また最新判例のうち論文択一ともに出題予想されるものについても深く取り上げの解説がなされたため、別途重判を読む必要がなくなり助かった点もよかったです。

## K・Mさん 42歳

矢島先生は**徹底的に過去問を解析し、そこで求められている知識と論述方法を受講生に伝えるために緻密に、かつ誠実にアップデートを欠かさない姿勢が非常に信頼**がおけます。この「**誠実**」「**本気**」という点が**矢島先生が傑出**している点であり、ゼミも受講していましたが、受講生と同時に机を並べて論文を書き、その答案を公開するというのはこの人だけではないでしょうか。

矢島の論文完成講座受講生  
2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

答案例の質のよさと解説の丁寧さが抜群の講座でした。私は、1年目の学習で論文の勉強方法がよくわからなかったこともあり、また短答の学習にも不安があったこともあり、論文を中心に据えた学習をすることができませんでした。しかし、論文を書けなくても最低限この講座を受講しきろうと決め、ひと通り解説を聞きながら矢島先生の作成した答案例を読みました。その後、論文を自分の手でほとんど作成することのできなかつた科目もあります。たとえば、行政法はほとんど答案を書くことなく本試験に臨むこととなってしまいました。しかし、なんとか答案を一応の形にすることはでき、結果合格をすることができました。試験中、頭に浮かんだのは、矢島先生はどのように答案を作成していたか、ということです。矢島先生の答案は、論証を切り貼りしたようなものではなく、よく考えて作成されているため、とても記憶に残りやすく、かつ良い意味で真似しやすいものでした。そこで試験当日はこれを一生懸命真似して論文を完成させました。おそらくこの講座がなければ1年で合格することはできなかつたと思います。矢島の速修インプット講座と合わせて私にとって必須の講座だったと感じています。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成の答案とその分析解説テキストを用いて行う論文過去問解説講座です。その最大の売りは、やはり矢島講師自身が時間を図り時間を意識した上で作成した現実的な司法試験の合格答案を読むことだけでも**現実的に自分でも書けそうな合格答案について具体的にイメージができる**ことです。それに加えて、**矢島講師のここの論述は問題文にこういう記述あるから、こういう意図でこういう論述をしている、ここは短くまとめて書ききるといったように具体的な論文試験についてのアドバイスも得られる点が非常に参考なりとてもよかつた**です。この講座を行うだけで主要な重要過去問について深く学べる上、現実的かつ間違いのない矢島講師の答案が手にいれられることができたのもとてもよかつたです。

## Aさん 44歳

週に2回授業が行われ、過去問を徹底的に解説してくれました。また、採点実感を丁寧に読んで説明してくれました。採点実感を深く読み込むことはなかなか一人で学習しているとできないことなので、非常に役に立ちました。**何年の採点実感にはこのような記述があるから、今後はこのような問題の傾向になるだろうと思う、などと推測**をしてくださいました。**今後の勉強の方針に大変役立つ予測**でした。授業を聞いてよかったですと思います。



〔調整余白〕

## 【2020年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～④】

～講師紹介を兼ねる

### \*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

### \*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座**（2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録）
- ② **矢島の論文完成講座**（2019年9月下旬～12月中旬に新規収録）
- ③ **矢島のスピードチェック講座**（2020年1月に新規収録）
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**（2020年2月中旬～3月中旬に新規収録）

#### ① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

#### ② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

#### ③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施（2019年1月に実施済み）していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施（2020年1月に実施）することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要**な知識も修得）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕（通信クラスのみ・現在配信中）

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、2020年度の試験で出題範囲とされる改正民法（民法総則、債権法、相続法）の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

(通信クラスのみ・現在配信中)

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

(パンフレットに未掲載・通学・通信)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の新規講座です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的としています。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案添削、個別面談、合格に直結する補講など答案の作成その他合格に必要な指導を矢島が直接行います。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

なお、2020年合格目標の私の講座（例：矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座など）では、こうした新しい傾向に対応するために、テキストや講義の内容を工夫しています。例えば、矢島の論文完成講座で取り扱う問題のうち、**出題傾向の変化が著しい憲法、刑法、刑事訴訟法**については、5月に配布を開始したパンフレットに記載したものをそのまま取り扱うことはやめて、過去問の改問、オリジナル問題の比率を増やして、次年度の試験にしっかりと対応できるようにします（LEC のホームページに概要を公開中）。





**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19582